

◎新潟県告示第777号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年7月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市南鏡坂1172、1176、1177の2、1235、1237から1242まで、1243の1、1243の2、1244の1、1244の2、1245、1246、1247の1、1247の2、1248の1、1248の2、1249の1、1249の2、1250の1、1250の2、1251の1、1251の2、1252の1、1253、1254、1255の1、1255の2、1256から1258まで、1262の1、1262の2、1263の1、1263の2、1264の1、1264の2、1265の1、1265の2、1265の4、1266の1、1267、1268の1、1269の1、1269の2、1270の1、1270の2、1271の1、1271の2、1272、1273の1、1273の2、1274の1、1274の2、1275の1、1276の1、1276の2、1280、1281、1282の1、1283、1285の1、1285の2、1286、1289の1、1289の3から1289の5まで、1543、1544の2、1544の3、1899、1900、1946、1961、真田甲1439、甲1443、甲1445の1、甲1445の2、甲1446の2、甲1446の5、甲1448、甲1452、甲1453の1から甲1453の3まで、甲1454、甲1455、甲1476の1、北鏡坂1563、1565、1569の2、1571、1572、1574の3、1618の2、1619の2、1621の1、1622、1624、1625の1、1626の1、1627、1628の1、1630、1631、1632の1、1632の2、1632の4、1632の5、1632の7から1632の10まで、1632の12、1632の14、1633、1635、1636、1637の1、1638、1644、1648、1649の1、1649の2、1650の1から1650の4まで、1651の1から1651の5まで、1652、1653、1655から1657まで、1657の1、1658、1659、1659の1、1663、1664の3、1664の4、1665、1666の1、1666の2、1669、1671から1673まで、1674の1、1674の3、1674の4、1676、1678、1679、1680の2、1681、1682、1682の1、1683、1684、1692の1、1692の2、1693の2、1696の10、1711、1712、1712の1、1712の2、1713、1715、1715の1、1716、1716の1、1717、1718の1、1719、1723、1727の2、1727の3、1729、1730、1731の1、1731の2、1742の2、1751、1752、1754、1755の1から1755の3まで、1756から1759まで、1761から1763まで、1764の1、1783の1、1784、1786

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）